

- 添付書類六に記載されている手足モニタ（退出モニタ）の維持台数については、「1,2号機 原子炉補助建屋」、「3,4号機 原子炉補助建屋」、「廃棄物処理建屋」、「保修点検建屋」に各1台ずつ設置されていることから合計の4台を維持する記載としていた。
- しかしながら、「3,4号機 原子炉補助建屋」に設置されている手足モニタ（退出モニタ）は3,4号機側で管理すべき設備であることから維持設備対象外とし、維持台数の記載の見直しを行う。

【添付書類 六 手足モニタ(退出モニタ)に係る記載】

| 現状記載 | | | | |
|---------|-------------|-------------------|---------|-------------|
| 施設区分 | 設備等の区分 | 設備（建屋）名称及び維持台数※1 | 維持機能 | 維持期間 |
| 放射線管理施設 | 屋内管理用の主要な設備 | 手足モニタ（退出モニタ） 4台※2 | 放射線監視機能 | 管理区域を解除するまで |

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。

※2：1号及び2号炉共用

| 修正後 | | | | |
|---------|-------------|---------------------------|---------|-------------|
| 施設区分 | 設備等の区分 | 設備（建屋）名称及び維持台数※1 | 維持機能 | 維持期間 |
| 放射線管理施設 | 屋内管理用の主要な設備 | 手足モニタ（退出モニタ） <u>3台</u> ※2 | 放射線監視機能 | 管理区域を解除するまで |

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。

※2：1号及び2号炉共用

(補足) 手足モニタの台数記載の扱いについて

- ・ 1,2号炉の手足モニタ（退出モニタ）として維持する3台は、1,2号炉共用である原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、保守点検建屋の各々のエリアで必要な台数を記載している。
- ・ 1,2号炉共用の廃棄物処理建屋と保守点検建屋は、1,2号炉原子炉補助建屋から独立した位置にあることから、管理区域への入退域管理に係る退出モニタを個別に配置している。
- ・ 3,4号炉の原子炉補助建屋は、原子炉周辺建屋、制御建屋および廃棄物処理建屋で構成され、保安規定上の退出モニタはこのエリアの出入りに必要な1台としている。

